

# 令和8年度 松阪市税・国民健康保険税 納期カレンダー

納期月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限		30日 (木)	6月1日 (月)	30日 (火)	31日 (金)	31日 (月)	30日 (水)	11月2日 (月)	30日 (月)	25日 (金)	2月1日 (月)	3月1日 (月)	31日 (水)
税金の種類	市民税・県民税・森林環境税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
	固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納税メモ		いつも納期内納付にご協力いただき、ありがとうございます。											

※給与または年金からの特別徴収にて納税されている方は、上記の納期限とは異なります。

## ◎日曜・夜間窓口のご案内

収納課では、日曜日と夜間に納税相談窓口を開設しています。  
日程は広報まつさかや市ホームページでご確認ください。

## ◎納付書を使用した納付方法

納付書裏面に記載の金融機関、松阪市の機関、コンビニ、スマホアプリから納付ができます。

㊚(eLマーク) および地方税統一QRコードが印字された納付書は、上記に加え、全国の金融機関(726機関が対応済)や、29のスマホアプリ、地方税お支払サイト※(クレジットカードやインターネットバンキングなど)からも納付ができます。

松阪市は、市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書に印字されています。

※令和8年9月より、名称が「eLお支払サイト」に変更される予定です。

## ◎人気No.1 口座振替

**100人中62人(過半数以上)の方が口座振替を選んでいました!** ※令和6年度 固定資産税・都市計画税 実績

《選ばれる理由》

- ・混雑している窓口に並ばなくてよいから
- ・納付書での納付はうっかり納期限を過ぎてしまい、延滞金が発生する恐れがあるから  
※市税の延滞金の利率…納期限の翌日から1ヶ月まで年率**2.8%**、それ以降年率**9.1%**  
→口座振替にすると納期限の日に自動引落されるので、納付忘れを防ぐことができ安心です!

**お申込みは簡単3ステップ!**

- ①申込用紙に必要事項を記入 ▶ ②口座届出印を押印 ▶ ③提出

**申込用紙の郵送を希望される方はご連絡ください! (53-4021)**

※「市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)」「固定資産税・都市計画税」「国民健康保険税」は納税通知書に口座振替の申込用紙を同封しています。(現在の支払方法が納付書の方のみ)



- 納税についてのご相談…………… 収納課 徴収係 ☎53-4107
- 口座振替、還付金について…………… 収納課 管理係 ☎53-4021

松阪市ホームページ(収納課ページ)  
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/14/>



松阪市 収納課

検索



## ◎市民税・県民税・森林環境税、法人市民税に関すること

◆課税内容、申告について

市民税課 ☎53-4027～4029・4035

## ◎軽自動車税に関すること

軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在の所有者または使用者に対して課税しています。軽自動車等を第三者に譲渡・個人売買されたり、盗難・廃車等により自己所有されていなくても、所定の申告手続きがお済みでない場合は、毎年軽自動車税の納税義務が生じてきます。

上記の内容により、軽自動車等の所有者または使用者でない場合は、下記の機関にて廃車等の手続きを行ってください。

◆原動機付自転車（125cc以下）、農耕用および小型特殊自動車  
市民税課 税政係 ☎53-4026

◆軽自動車（三輪・四輪） 軽自動車検査協会三重事務所 ☎050-3816-1779

◆二輪（125cc超250cc以下）、二輪小型（250cc超）  
中部運輸局三重運輸支局 ☎050-5540-2055

## ◎証明に関すること

市民税課及び各地域振興局地域住民課では、以下の証明書を発行しています。

- ◆所得に関する証明書……所得証明書、課税証明書、非課税証明書
- ◆納税に関する証明書……納税証明書、完納証明書、車検用納税証明書
- ◆資産に関する証明書……固定資産評価証明書、固定資産公課証明書 など

☆マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアで所得証明書や課税（非課税）証明書をお取りいただけます。（午前6時30分から午後11時まで）詳しくは下記担当までお問い合わせください。

☆申請書・委任状の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

☆車検時の納税確認が電子化されたため（軽JNKS）、納税証明書の提示が原則不要となりました。

※納付後間もない場合や、車の購入・引越し等で当年度の軽自動車税が松阪市で課税されていない場合は軽JNKSによる納付確認ができず納税証明書が必要となることがあります。

市民税課 税政係 ☎53-4026

## ◎固定資産税・都市計画税に関すること

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋及び償却資産を所有している方に対して課税しています。このうち、市街化区域内に所在する土地・家屋については、あわせて都市計画税も課税しています。

◆課税内容について 資産税課 ☎53-4033・4036～4039・4335

## ◎国民健康保険税に関すること

職場の健康保険など松阪市国民健康保険（国保）以外の健康保険に加入した場合、国保を脱退する届出が必要です。

※令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分が賦課されます。

◆課税内容または資格・給付について

保険年金課 国民健康保険係 ☎（課税）53-4048 （資格・給付）53-4043

地域振興局 地域住民課 健康福祉担当 ☎（嬉野）48-3837 （三雲）56-7910  
（飯南）32-2922 （飯高）46-7112

## ◎納税に関すること

- ◆納税についてのご相談 収納課 徴収係 ☎53-4107
- ◆口座振替、還付金について 収納課 管理係 ☎53-4021

▼令和7年10月1日より 市役所の受付時間を変更しています。

窓口・電話受付時間 午前9時 ～ 午後4時30分

- 対象施設
- ・市役所（本庁・分館・別棟）
  - ・各地域振興局
  - ・健康センターはるる など

